

邑南町障がい者活躍推進計画  
(教育委員会)

機関名	邑南町教育委員会
任命権者	邑南町教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	職員の任用管理は町長部局が一括して行っており、組織的な体制整備は実施していない状況である。
目標	
1. 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を深める。
2. 定着に関する目標	町長部局と共同で障がい者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>・ 組織内のサポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>・ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、行政機関又は民間団体が行う障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>・ 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び内容について検討する。</li> <li>・ 所属長との面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口への相談のほか、面談の際障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>・ 新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>・ 措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>・ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。</li> <li>②自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間帯の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</li></ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li></ul>